移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

			ソンド文和寺	
市町村名	事 業 名	委託先(補助先)	対 象 者	事業の内容・実施方法等
	福祉タクシー 事業	協力\$クシー事業者 283社 (令和6年7月1日現在)	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳点(偽の1・偽の2)~Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・特別児童扶養手当1級受給対象児童 ・障害児福祉手当・特別障害者手当受給者 ・福祉手当(経過措置)受給者 ・小児慢性特定疾患重症患者	各利用者に年間30枚タクシー券を交付(透析・週2回以上の通院者は追加 交付あり) ※生活保護受給者は追加交付の対象から除外。 ・一般タクシー 運賃が2,600円以内の場合は半額を助成(運賃が2,600円 を超える場合は1,300円まで助成) ・リフト付きタクシー 運賃が11,000円以内の場合は半額を助成(運賃が 11,000円を超えるときは5,500円を助成)
	福祉タクシー 利用助成事業	協力タクシー会社13社	①身体障害者手帳1、2級及び3級の一部 ②療育手帳例、例1、例2、A1、A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級	交付枚数 400円券を年間48枚 (人工透析者は192枚) 1回の利用につき、1,600円まで利用可
	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社等183社	①身体障害者1、2級及び3級の一部 ②療育手帳④1~A1 ③精神障害者保健福祉手帳1級	1回1200円を上限に料金の半額を助成。 助成枚数 312枚 タクシー会社には1件100円の協力費。
	重度身体障害 者等移送費助 成事業		①身体障害者1、2級で下肢もしくは体幹に障害を有する方 20千葉県が発行する特定医療費(指定難病)受給 者票又は小児慢性特定疾病医療受給者証を有する 方 ③移送に対する医師の意見書を提出した方	移送費のうち運賃の9割に相当する額(限度額 15,000円)
	チケット75 (タクシー)	協力タクシー会社等 29 社	①本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされていること。 ②当該年度において、75歳に達する者又は75歳以上の者であること。 ③市川市福祉タクシー事業要綱に基づく市川市福祉タクシー利用券の助成資格を有する者でないこと。	タクシー料金助成 1枚500円×5枚
船橋市	福祉タクシー	協力タクシー会社197社 (令和6年4月1日現在)	①身体障害者1、2級及び3、4級の一部 ②療育手帳(A)1~A2 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④要介護又は要支援2の認定を受けた方	1回1,200円を上限に運賃の半額を助成。 助成枚数 ①②③ 年間120枚(人工透析者は312枚) ④要支援2・要介護1・2の者は年間12枚。要介護3・4・5の者は無制限。 ①②③と④両要件を満たす者は、障害福祉課で交付・助成 タクシー会社には1件100円の協力費(報償費で支出)。
	福祉タクシー 利用助成	指定業者に所属するタ クシー	·身体障害者手帳1級 ·視覚、体幹、下肢2級 ·重度知的障害者	年間600円×24枚、ただし、じん臓機能障害(1級)は48枚
	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社	身体障害者手帳(1,2級) 療育手帳(A,A1,A2)	タクシー料金助成 月3枚(じん臓機能障害:月6枚)まで交付500円/枚
ŀ	高齢者タク シー利用助成 事業	協力タクシー会社	・世帯員が、75歳以上のみで構成され、在宅、住民税非課税、運転免許証を持たない世帯 世帯員が、①75歳以上と、②74歳以下の重度心身障害者(身体障害者手帳(12級)または療育手帳 ((A)、A1、A2))及び未成年で構成され、在宅、住民税非課税、運転免許証を持たない世帯・65歳以上74歳以下の運転免許証を自主返納した市税の滞納が無い方	タクシー料金助成 500円×3枚×年度末までの月数分を交付(年36枚を上限。)
	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社	心身障害者〔上肢・聴覚・内部障害は2級まで、視 覚・下肢障害は3級まで、療育手帳Aの2以上〕、精 神障害者1級	タクシー料金助成 月5枚×12ヶ月交付 1回の乗車につき上限720円まで助成 年間150枚まで追加可能 ※じん臓機能障害の方には、4月当初に210枚(60枚+150枚)全て交付
野田市	福祉タクシー	市に登録をしているタウ シー会社	【高齢者】 (65歳以上の寝たきりの方、70歳以上の一人世帯、 夫婦世帯で市区町村民税の課されていない方 ・介護保険で要支援、要介護の認定を受けた方 【障がい者】 ・身体障害者手帳1~3級の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方	【高齢者】 タクシー料金の半額(1,000円上限)助成 助成券: 年120枚交付 タクシー会社には、1件300円の協力費 【障がい者】 【利用者】 助成金: 利用1回につき支払った運賃の2分の1に相当する額の助成。 ※相当する額が1,000円を超えたときは1,000円とする。 助成券: 年120枚交付 ※人工透析を伴う重複障がい者でガイドヘルパーの派遣を必要とする場合、年360枚を限度に交付。 【事業者】 協力費: 300円/件
	福祉タクシー 事業	県内タクシー会社	身体障害者手帳1~2級、療育手帳(A)~A2)	タクシー料金の助成(1回2,000円まで) 1月あたり3枚交付。 タクシー会社には別に1回100円の協力金を支払う
成田市	福祉タクシー 料金助成事業	協力タクシー会社	·身体障害者手帳1、2級、または下肢、体幹、視覚障害3級の人 ・療育手帳係、係1・2、Aの1・2の人 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	料金半額助成(1回2,000円を限度に、年間利用回数48回まで、但し透析療養者は96回まで)
	オンデマンド 交通高齢者移 送サービス事 業	市内タクシー会社	市内在住70歳以上の方で、自らタクシーに乗降でき る方	市内全域での実証実験運行 利用料金500円/1回

移動支援サービス等 【令和6年度高齢者福祉施策実施状況】 タクシー運賃の割引・チケット支給等

市町村名	事 業 名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
佐倉市	福祉タクシー・福祉寝台車利用助成事業	協力タクシー会社	①身体障害者手帳 1級・2級所有者 ②身体障害者手帳 視覚障害・体幹・下肢障害の3 級所有者 ③療育手帳係(係)1、係2)、A1、A2所有者 ④精神障害者保健福祉手帳 1級所有者 ⑤65歳以上でねたきり高齢者台帳登録者	福祉タクシーは料金の半額で1,000円を限度、福祉寝台車は料金の半額で5,000円を限度に助成。 「利用券」を年度ごと交付、福祉タクシーは100枚、寝台車は60枚が限度。
東金市	ケアタクシー運営事業		・ケアブランで通院等乗降介助を組み込んでいる在 宅の要介護者 ・市税及び介護保険料の滞納がない者	ケアプランに組み込まれた通院の際にケアタクシーを使用した場合に月額 6,000円(人工透析ありの場合は12,000円)のケアタクシーチケットを交付する
	福祉タクシー 事業		・身体障害手帳2級以上(下肢・体幹・視覚障害は3 級以上) ・第1種身体障害者 ・療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、(A)の1、(A)の2 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・要介護4、5	1回の乗車につき、900円を上限として助成。 年間24枚のタクシー助成金交付申請書を交付。ただし、10月以降の交付に ついては、12枚を交付。 利用者登録時に交付する申請書にタクシーの領収書を添付して、申請して いただき、後日還付する。
旭市	福祉タクシー利用助成事業	協力タクシー会社 (29社)	身体障害者手帳1・2級 身体障害者手帳3級所持者の一部(下肢体幹機能 障害、視覚障害) 療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、Aの1、Aの2所持者 精神障害者保健福祉手帳1級	タクシー料金助成 利用券交付・・・年間48枚 人工透析者は192枚 1枚あたり500円助成 タクシー会社には別に1件100円の協力金
	高齢者等外出 支援サービス 利用助成事業	協カタクシー会社 (17社)	本市に住所を有し、車いすやストレッチャーを利用しなければ外出が困難な者のうち、次のいずれかに該当する在宅の者 ①寝たきりの状態にある概ね65歳以上の高齢者 ②身体障害者手帳1~3級の認定があり、下肢不自由に関する障害者手帳の認定を受けている概ね40歳以上の者	タクシー料金助成 利用券交付・・・年間最大192枚 1枚あたり500円助成、使用上限なし タクシー会社には別に1件100円の協力金
	福祉タクシー事業	協力タクシー会社(155社)	本市に住所を有し、かつ住民基本台帳に記録されている重度心身障害者等であって、その者(18歳未満の児童の場合は、その者が属する世帯全員)の当該年度の市町村民税が非課税または生活保護を受けている場合で、次の条件に該当する者・身体障害者手帳1級・2級、視覚、下肢、体幹の3級に心臓機能障害3級・4級の人工透析を受けている者・・猿育手帳AIに該当する者・精神保健福祉手帳(級の者・65歳以上で、介護保険法の要介護3、要介護4、要介護5に該当する者	
習志野市	高齢者外出支援事業	協力タクシー会社(155社)	次の①~③の全てに該当する世帯。 ①世帯全員の住民票が習志野市にある ②居宅で生活する75歳以上の人が1人以上いて、次の()(ii)のいずれかに該当する世帯 (i)75歳以上の人のみで構成される世帯 (i)75歳以上の人と障がい者のみで構成される世帯 ③世帯全員の市民税が非課税 ※同一建物に居住する人と世帯を分けていても、居住する3親等以内の別世帯が市民税課税世帯であれば非該当となる。 ※世帯全員が施設に入所または長期入院中の場合は対象にならない。 ※障がい福祉課が発行している福祉タクシー券を利用している人が世帯にいる場合は対象にならない。	・タクシー券を交付することで外出を促進する。 ・利用者に1枚500円のタクシー券を月3枚、年36枚を上限に交付する。
柏市	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社 135社	身体障害者手帳1種所持者(聴覚障害は除く), 療育 手帳(Aの1・Aの2・Aの1・Aの2所持者, 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	乗車1回につき福祉タクシー運賃から障害者割引(1割)を控除した額(上限720円)助成するチケットを、年間最大120枚(腎臓機能障害1級で、人工透析療法を受けている方は最大240枚)交付。
勝浦市	福祉タクシー	協力タクシー会社等29 社	·身体障害者1、2級所持者 ·療育手帳所持者	タクシー料金助成 年28枚まで交付(R2.4.16~740円まで R2.10.1~800円まで) タクシー会社には別に1回100円の協力金を支払う
	高齢者タク シー利用料助 成事業《令和3 年度新規事 業》	協力タクシー会社等6社	(1) 満80歳以上の者 (2) 自主的に運転免許を返納した満75歳以上の者 で公安委員会発行の運転経歴証明書(以下「運転 経歴証明書」という。)または申請による運転免許の 取消通知書を有する者	タクシー利用助成 利用券の交付枚数は、申請した月の属する月ごとに異なるが年間最高24枚 を交付 利用券1枚につき400円を助成する。ただし、利用料金が400円に満たない場 合は利用料金を上限とする。
市原市	福祉タクシーの助成事業	協力タクシー会社	65歳以上の寝たきり高齢者、身体障害者手帳1・2 級、下肢・移動・視覚・体幹・じん臓3級の者、療育手 帳A以上、精神障害者保健福祉手帳1級	1回の乗車につき800円の助成 (令和2年度から800円に変更) 年間100枚(透析患者は250枚)
	運転免許返納 者割引	市内すべてのタクシー 事業者	運転経歴証明書所持者	運転経歴証明書を提示することにより、運賃が1割引となる。

移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

オクン	事業名	委託先(補助先)	ケット文	事業の内容・実施方法等
45-111-11	7 * 1	34 E C 2 C √ LHI 19/1 2 C /	., ., .,	
流山市	福祉タクシー 事業	協力会(流山市福祉タク シー協力会)会員88社	在宅の重度障害者(下記) 身体障害者手帳1~2級、3級肢体不自由(上肢を 除く) 療育手帳④~Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	初乗運賃の10分の9(10円未満切捨て、上限720円)を助成 一般 月6枚、年72枚 人工透析 月8枚、年96枚 制度の内容を市ホームページ等に掲載し周知に努めている。 新型コロナウイルス感染対策として、透析患者に対し、最大で月18枚、年 216枚を追加で交付している。(要申込)
	高齢者免許返 納一時金制度	指定タクシー事業者	・運転免許証を自主返納した市民で運転経歴証交付時に75歳以上のもの。 ※本制度において、タクシー利用助成券を選択した人	タクシー利用助成券450円分を最大24枚交付。 (1回の乗車につき1枚まで)
八千代市	障害者タク シー利用助成 制度	協力タクシー会社(172社)	①障害者 ・身体障害者手帳1級,2級又は視覚障害,下肢機 能障害,体幹機能障害及び移動機能障害3級の方 ・療育手帳Aの2以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	・タクシーを利用した際に、乗車1回につき最大1000円の助成を行う。(タクシー料金が1000円以上の場合最大1000円を助成。1000円未満の場合500円のみ助成) ・1枚最大500円のタクシー券を原則年間48枚(最大96枚)交付する。
	高齢者等外出 支援事業	協力タクシー会社(172社)	市内に居住し、住民登録があり、次の両方に該当する者 ①介護保険の要支援1・2又は要介護1・2・3・4・5の 認定を受けている方 ②市民税が非課税の方 障害者タクシ—利用助成制度の対象者を除く	・タクシーを利用した際に、乗車1回につき最大1000円の助成を行う。(タクシー料金が1000円以上の場合最大1000円を助成。1000円未満の場合500円のみ助成)・1枚最大500円のタクシー券を要支援1・2、要介護1・2の方は年間24枚、要介護3・4・5の方は年間48枚(最大96枚)交付する。
	運転免許証自 主返納支援事 業		65歳以上で、平成29年4月1日以降に運転経歴証明 書の交付を受けた者	・タクシーを利用した際に、乗車1回につき最大1000円の助成を行う。 ・1枚最大500円のタクシー券を20枚交付する。交付は一人一度限り。有効期限は3年後の月末まで。(平成30年7月より実施)
	福祉タクシー 事業	市内タクシー会社・市外 タクシー利用での償還あ り	身体障害者手帳所得者で1・2級の者、療育手帳所 持者でAからAの2の者、精神障害者保健福祉手帳 所持者で1級の者	運賃の10分の9(10円未満切り捨て)及び迎車料金(定額制の迎車サービス利用の場合)の合計額を助成。ただし、上限額は720円。1月につき4枚の交付、人工透析で通院する場合は1月8枚。
我孫子市	高齢者移送サービス事業	市内タウシー事業者他	要介護認定3,4,5の者で原則として、我孫子市福祉タ ケシー利用券の交付対象とならない者	医療機関や福祉サービス施設等への通院や通所をする場合に、移動にかかる費用の一部を助成。 (助成額) タウシー利用: 初乗り運賃 特殊車両(ストレッチャー車など)利用:3,000円限度
	運転免許証自 主返納者公共 交通機関優遇 制度	市内タクシー事業者	70歳以上の運転経歴証明書所持者。	交付4年間有効の4000円分(200円×20枚)の市内タクシー券を交付。 (R2.6.30以前に交付を受けた方には2000円分(200円×10枚)を追加発 行)
鴨川市	福祉タクシー	市内に営業所を有する協力タクシー会社	身体障害者手帳1級・2級、または療育手帳A以上の 方、及び人工透析のために通院している腎臓機能 障害3級・4級の方であって、下記のいずれにも該当 する方 ①施設入所していない者 ②市町村民税非課税世帯(18歳以上の障害者に あっては、本人と配偶者) ③自動車税の減免を受けていない者	1回630円の利用券を年間24枚まで交付。 ただし、人工透析のため通院する腎臓機能障害の方については48枚を限度として交付。
	運転免許返納 者割引	市内タクシー会社	運転経歴証明書所持者	運転経歴証明書を提示することにより、運賃が1割引となる。
鎌ケ谷市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社	身体障害者手帳所持者(1級、2級及び視覚・下肢体 幹3級)、療育手帳A2以上、精神障害者保健福祉手 帳1級	利用券交付 視覚·下肢·体幹障害(1~3級) 年間48枚 身体障害(1~2級)年間24枚 人工透析者(腎臓1級) 年間96枚
君津市	ひとり暮らし老 人等福祉タク シー事業	協力タクシー会社	在宅でひとり暮らしの75歳以上の方で、要介護認定 又は要支援認定を受けた市民税所得割非課税の方	1回100円のタクシー利用券を年間180枚を限度に交付 タクシー会社には1枚10円の協力金を支給
富津市	タクシー運賃助成事業	協力タクシー会社24社	1 運転免許証をお持ちでない方のうち、以下のいずれかに該当する方 ①満年齢65歳以上の方 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ③要介護認定または要支援認定を受けている方 ④特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方 ⑤就学前の子どもを監護する父母 2 妊産婦の方(出産予定日の4か月前と予定日から2か月後までの間にある方)	・申請日に応じて、対象者1人につき、最大48枚の利用券(1枚500円上限)を一括交付 ・利用券は、1回の乗車につき1人2枚(1,000円分)まで使用可能であり、複数の対象者が同乗したときは各対象者が一人2枚を限度に使用可能・乗車場所、降車場所の両方または片方が富津市内で、協力タクシー会社利用のときに使用可能
浦安市	福祉タクシーの利用助成	タクシー会社92社	要介護3・4・5の方(平成29年4月より第二被保険者 も対象となるよう改正を行った)	一般利用…1回につき料金の50%を助成 助成限度額:1回につき1,500円かつ、1ヶ月20,000円まで 介護利用…1回につき料金の90%を助成(ただし、介護保険適用部分は除く) 助成限度額:1ヶ月20,000円まで (※介護利用は、タウシーの座席に座って移動することが困難なため、ストレッチャー等を使用したままタクシーを利用した場合に限る。平成22年10月より実施) タクシー会社には、1回につき100円の協力費を支払う

移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
四街道市	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社 145社	65歳以上のねたきりの方	タクシー料金の半額(1,000円限度) 助成「利用券」年72枚
袖ケ浦市	高齢者移動支 援事業	協力タクシー会社(29社)	次のすべての要件に該当する世帯に属する方・居宅で生活する上で移動手段の確保が困難な世帯に属する方・65歳以上の者のみで構成される世帯に属する75歳以上の方・申請した月の属する年度の市町村県民税が非課税である世帯に属する方・袖ケ浦市重度心身障害者(児)福祉タクシー料金事業の助成を受けていない方	協力タクシー会社で利用できる利用券 500円×3枚×年度末までの月数分を交付 タクシー会社には別に1件50円の協力費を支払う
八街市	福祉タクシー事業	協力タクシー会社85社	・身体障害者手帳1、2級 (視覚、下肢、体幹機能障害は3級まで) ・療育手帳A以上 ・精神障害者保健福祉手帳1級	1枚につき500円・1回の乗車で利用できる枚数は2枚まで(助成金の合計料金を超えない範囲で利用可)
印西市	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社107社	介護保険法に基づく要介護認定で要介護1・2・3・4・5の認定を受けた者	タウシー料金の半額(1,000円限度)助成。 利用券年30枚。 タウシー会社には別に1件200円の協力費を支払う。
白井市	福祉タクシー	市内及び近隣市町村内 協力タクシー会社等90 社	以下のいずれかに該当する在宅者 ・身体障害手帳1・2級 ・視覚・下肢・体幹障害3級以上 ・療育手帳④からAの2 ・精神手帳(級 ・要介護2以上の方	タクシー料金の半額(1,000円限度)助成 利用券年36枚(人工透析者年180枚)
富里市	福祉タクシー料金助成事業	指定タクシー会社	・身体障害者手帳1、2級(下肢・体幹・視覚障害は3級も該当) ・療育手帳 (A)、(A)の1、(A)の2、(A)の1、(A)の2 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者	重度の身体障害者が市が指定したタクシー会社のタクシーを利用したとき、 料金の半額を助成する。(限度額 1,000円) 1人年間24回まで(人工透析を受けている方は48回まで)
南房総市	福祉タクシー利用助成事業	安房郡市内一般タク シー・介護タクシー事業 者 23社	次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1・2級 (2) 療育手帳(A)、(A)の1、(A)の2、A1又はA2と認定された者 (3) 65歳以上の在宅者で、次のいずれかに該当する者 ア 前年度市民税が非課税で自動車を所有又は使用していない者 イ 運転免許の取消し又は失効を理由としてすべての運転免許証を返納した者 ウ 生活保護被保護者	1枚700円、1回の乗車につき4枚まで使用可 交付限度枚数 ※()内は腎臓機能障害1級のみ [障害区分] 4月~7月 30枚(48枚) 8月~11月 20枚(32枚) 12月~3月 10枚(16枚) [高齢区分] 4月~7月 30枚 8月~11月 20枚 12月~3月 10枚
匝瑳市		福祉タクシー利用助成 事業に協力するタクシー 業者で、市長が指定した 業者	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する者・身体障害者手帳1級、2級若しくは3級(視覚障害、下肢及び体幹機能障害に限る。)・療育手帳 (Aの1、Aの2・精神障害者保健福祉手帳1級・寝たきり高齢者等	助成方法:月当たり2枚(じん臓機能障害による人工透析治療者は8枚)の利用券を交付。 助成金額:利用1回につき1,000円を限度とする。
	地域交通利用 料助成事業		匝瑳市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている満75歳以上の方で、次の要件の全てに該当する方。 (1)申請書を市長に提出した日から同日の属する年度の3月31日までの間において効力を有する道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条に規定する免許証(同法第3条に規定する原動機付自転車の運転に係るものに限る。)の交付を受けていないこと。 (2)匝瑳市福祉タクシー利用助成事業実施要綱に基づくり助成を受けていないこと。 (3)匝瑳市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要綱に基づく外出支援サービスを利用していないこと。(4)生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でないこと。(5)匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。(5)匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	1枚500円助成 タクシー利用料金を超過しない範囲であれば使用枚数に上限なし 月3枚交付
香取市	福祉タクシー事業福祉タクシー事業(障害者)		市内に住所を有する65歳以上の者で本人を含む世帯全員に有効な運転免許証がない方 ・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳A(例の1・例の2)~Aの2 ・精神障害者保健福祉手帳1級	対象者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成。 タクシー利用券(500円)月2枚(3月までの残月数×2) 対象者がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成。 障害者: タクシー利用券(500円)月4枚(3月までの残月数×4)交付 腎臓機能障害(透析): タクシー利用券(500円)月8枚(3月までの残月数×8) 交付

移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

カリン	事業名	委託先(補助先)	ソット又応守	事業の内容・実施方法等
IJAJ1114	7 * 1	安化ル(福均ル)	м н	ず未がいる 大池川瓜 母
山武市	福祉タクシー 事業		市内に居住する ・身体障害者手帳1,2級の方 ・療育手帳A以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	1回1000円を限度に助成 限度回数 1年度間につき48回 領収書を持参し、償還払い
いすみ市	福祉タクシー事業	タクシー会社等55社	市内に住所を有し、運転免許証を持っていない次の方 ・身体障害者手帳1、2級の方及び下肢機能障害3級の方 ・療育手帳A以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・80歳以上の独居の方 ・高齢者世帯で、80歳以上の方 ・自主的に運転免許証を返納した75歳以上の方で、 公安委員会発行の運転経歴証明書又は申請による 運転免許証の取消通知書を有する方	1回1,500円(限度)助成 一人年間24シート(限度)の利用券を交付
	福祉タクシー	協力タウシー会社	要支援2から要介護5の認定者、身体障害者1、2級 (視覚・体幹・下肢機能障害は3級)、療育手帳で重度 の者	タウシー料金の半額(1,000円限度)助成 年間30枚の利用券交付(透析利用者60枚)
酒々井町	高齢者外出支 援タクシー利 用助成制度	指定タクシー会社		町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」(1枚500円)を、1か月に つき4枚の割合で年度分(最大48枚)を交付します。
	高齢者運転免 許証自主返納 支援事業	指定タクシー会社	平成31年4月1日以降、運転免許証を自主返納したときの年齢が70歳以上75歳未満の方(経歴証明などの証明が必要)	町内の移動に利用できる「タクシー利用助成券」(1枚500円)を40枚交付 します。
栄町	福祉タクシー 利用助成事業	協力タクシー会社	①要介護認定者 ②65~79歳でひとり暮らしの方 ③80歳以上の全ての高齢者	福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の半額(1,000円上限)を助成 福祉タクシー利用券は年間48枚交付(月4枚換算、申請月により交付枚数 が変勤)。
神崎町	福祉タクシー 事業		身体・知的・精神障害者手帳所持者、要支援・要介 護認定者・65歳以上の免許返納者 65歳以上で同居家族全員が交通手段を持たない方	福祉タクシー利用券を交付 福祉タクシー利用券は年間72枚交付(月6枚換算、申請月により交付枚数 が変動)。
多古町	福祉タクシー 利用助成事業		・身体障害者1、2級、3級(下肢・体幹・視覚) ・療育手帳A以上 ・精神保健福祉手帳1、2級	タクシー会社16社で利用できる利用券を月8枚(透析患者は月10枚)を発行 町内で利用する場合は、200円自己負担で、超えた部分を町が助成。 町外で利用する場合は上限1,000円を町が助成。
東庄町	福祉タクシー利用助成事業		・身体障害者1、2級及び3級(視覚・下肢・体幹) ・精神手帳所持者・療育手帳所持者 ・難病を有する方	・乗車1回につきタクシー券を3枚(1枚500円)まで使用でき、1500円を限度に 助成 ・年間最大36枚交付(但し、月3枚換算のため申請月により交付枚数が変 動)
	高齢者タク シー利用料金 助成事業		65歳以上で運転免許を自主返納した方	・乗車1回につきタクシー券を3枚(1枚500円)まで使用でき、1500円を限度に 助成 ・年間最大36枚交付(但し、月3枚換算のため申請月により交付枚数が変 動)
大網白里市	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社36社	·身体障害者1,2級の方 ・療育手帳ル以上の方 ・精神障害者保健福祉手帳1,2級 ・要介護4,5の認定を受けた方	1回初乗運賃相当額以内(ただし、最大500円まで) 年間24枚交付
九十九里町	福祉タクシー 事業	協力タクシー会社5社	·身体障害者1、2級、療育手帳に掲げる障害の程度 が重度の方等。	1回限度額900円 年間24回 タウシー会社には別に1件200円の手数料
芝山町	市町村特別給 付事業 (移送サービ ス)		要介護・要支援の認定を受け在宅で生活する者	タクシー利用1回2,000円を限度に9割又は8割又は7割の助成 月5回
	福祉タクシー 事業		身体障害者手帳1、2級 療育手帳(A、例の1、例の2、Aの1、Aの2 精神障害者保健福祉手帳1級	タクシー1回の利用につき1.000円を限度とし、1年度中48回まで助成。 領収書を持参し、償還払い。
横芝光町	福祉タクシー 利用助成事業		・身体障害者手帳2級以上 ・療育手帳Aの2以上 ・その他町長が認めた歩行困難な者	・乗車1回につき1,000円を上限に、利用回数は年間48回を限度に助成・償還払い方式
一宮町	福祉タクシー 事業		・要介護認定3~5の方 ・身体障害者手帳1級・2級・3級で視覚、下肢若しく は体幹に障害のある方 ・療育手帳の程度が最重度又は重度の方 ・80歳以上の運転免許証自主返納者	・年間最大36枚の利用券を交付(免許自主返納者は24枚)・タクシー会社に対し、1件につき100円の手数料

移動支援サービス等 タクシー運賃の割引・チケット支給等

市町村名	事業名	委託先(補助先)	対象者	事業の内容・実施方法等
睦沢町	福祉タクシー助成事業		・65歳以上の高齢者で非課税の者で、家族の支援を受けることができない方・自主的に自動車運転免許証を返納した者で、家族の支援を受けることができない方・腎臓機能障害を有する者で、透析治療を受けている方・障害者総合支援法の対象となる難病患者・身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が級・2級の者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者・要介護以比に該当する者・その他町長が特に認めた者・妊産婦	1回の利用につき2,000円を上限に助成 (ただし、100円未満の端数については個人負担) 年間最大72枚の利用券を交付 協定事業者には、協力1回につき100円の手数料を支払う
長生村	福祉タクシー事業		・70歳以上の者で、自主的に免許を返納したもの ・人工透析療法を受けているもの ・身体障害者手帳1、2、3級 ・療育手帳の交付を受けたもの ・精神保健福祉手帳の交付を受けたもの ・要介護4以上のもの ・要介護4以上のもので運転免許証がないもしくは運転 免許証はあるが健康上の理由等により運転が難しく 家族による送迎ができない者	・1回の利用につき1,500円限度にを年間48回助成 (人工透析を受けているものは年間144回) ・妊産婦は最大34回助成 (出産予定日後3箇月に達する日の属する月の末日まで) 利用券方式又はタクシー代を一旦全額負担し、後日役場にその領収書を添付して申請する償還払い方式 ・協定事業者には、利用1回につき100円の事務手数料を支払う
白子町	福祉タクシー事業	協定締結タクシー会社 40社	・身体障害者手帳1、2級所持者 ・療育手帳所持者 ・精神保健福祉手帳所持者 ・罗介護4又は5認定を受けた者 ・70歳以上の者 ・妊産婦 ・腎臓機能障害を有する者で人工透析療法を受けている者 ・児童扶養手当を受給している者、又は公的年金を 受給している者(ひとり親家庭医療費等助成受給券 の交付を受けた者)	・1回4,000円を限度に助成 ・1枚500円助成券を年間48枚(24,000円)交付(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に4枚(2,000円)を乗じた枚数金額)とする。) ・人工透析者には年間288枚を交付(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に24枚(12,000円)を乗じた枚数金額とする。) ・タクシー会社へ1社300円の事務手数料を支払い
長柄町	高齢者等外出支援タクシー利用助成	指定タクシー会社	・75歳以上(申請年度で) ・65歳以上75歳未満(免許証がない方、運転困難 者) ・自主返納者 ・要介護認定者 ・身体障碍者手帳1~2級 ・視覚、下肢若しくは体幹に障害がある方 ・療育手帳精神障害者保健福祉手帳保持者 ・人工透析治療中の方 ・母子健康手帳の交付を受けている方であって、出 産後2か月までの好産婦	1回3000円を限度に助成 年間48枚(1,000円/枚)の助成券を交付(年度の途中に対象者から申請が あった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に4を乗じた回数 とする。) ・人工透析を受けているものは年間最大144枚 ・好産婦は最大32枚(出産予定日後2か月後の末日まで) タシー会社には別に1件300円の手数料
長南町	福祉タクシー事業		1. 町民税が非課税で次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1、2、3級 ②療育手帳A以上 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④要介護3~5 ⑤75歳以上で家族等の支援を受けられない方 ⑥人工透析療法を受ける方 2. 母子健康手帳の交付を受けてから出産後2ヶ月までの方	1. ①~⑤:500円券をひとり月6枚、年間72枚の助成券を交付 1. ⑥500円券をひと月42枚、年間504枚 2. 500円券を最大96枚 タウシー会社には別に1件300円の協力費
	予約制乗合タクシー	町内タクシー会社	移動手段が困難な ・65歳以上高齢者 ・身体障害者手帳1~3級 自分で車に乗降可又は介助人がいる人	町内を運行地区とし、利用当日の1時間前までの予約制で運行する。目的 地まで利用者が複数の場合は、乗り合わせになる。 運賃:一人500円ただし事前に乗り合わせでの予約の場合 一人300円となる 運行日時:平日7時半から17時まで
大多喜町	福祉タクシー事業	指定タクシー会社	・65歳以上のひとり暮らし、高齢者世帯の者 ・重度心身障害者	1回800円の助成 年24回(年度の途中に対象者から申請があった時は、申請を受理した月から当該年度末までの月数に2を乗じた回数とする。) タクシー会社には別に 1件300円の協力金
御宿町	福祉タクシー 事業	タクシー会社	·身体障害者1,2級 ·療育手帳交付者 ·精神障害者保健福祉手帳1.2級	年間36枚まで交付 1回500円の助成1回の乗車につき2枚を限度として利用可能(1,000円) タクシー会社には別に1件100円の協力費
鋸南町	福祉タクシー利用助成		·身体障害者手帳1級、視覚·体幹·下肢2級 ·重度知的障害者	町内タクシー会社1社で利用できる利用券 600円×24枚(1人年1冊)